

笠間市デジタルトランスフォーメーション（DX）計画

（第3次笠間市情報化基本計画・

笠間市官民データ活用推進計画）

令和3年10月改定

笠間市

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
令和2年9月16日	—	・初版決定
令和3年10月13日	P5	・策定の背景に国の基本方針に沿って、デジタル庁が創設された事項を加えました。
	P7	・計画の位置づけとして、総務省発出「自治体DX推進計画」の要請を受け、DX計画推進の全体方針として位置づけたことを加えました。
	P11	・総務省発出「自治体DX推進手順書」を踏まえ、情報システムの標準化・共通化の項目を加えました。
	P12～31	・令和2年度の実績を踏まえ個別計画のスケジュール等を変更しました。
	P23・25・28・30	・本計画の新規取り組み項目等を加えました。

目次

第1 基本方針.....	5
1. 策定の背景と将来像.....	5
2. これまでの取組み.....	6
3. 計画の位置づけ.....	7
4. 計画の期間.....	7
5. 推進体制.....	7
6. 計画の目的.....	8
7. 計画の柱.....	9
第2 個別計画.....	12
1. 多様なライフスタイルに対応した行政サービス.....	12
(1) 行政手続きの原則オンライン化（役所に行かなくても、手続きができる）.....	12
①申請のオンライン化.....	12
②電子申請に伴う手数料のオンライン納付の導入.....	12
③口座振替の申請のオンライン化.....	13
④入札の電子化.....	13
⑤コンビニ交付サービスの利便性の向上.....	14
⑥公共施設のオンライン予約システムの導入.....	14
⑦無人窓口（非対面・非接触型）の導入検討.....	14
(2) 手続きの簡略化（役所で手続きする場合でも、できるだけ簡単に）.....	15
①キャッシュレス決済の導入.....	15
②ライフイベントの手続きにおける「書かない窓口」の導入.....	15
③申請の予約システムの導入.....	16
④申請書の押印を原則廃止.....	16
(3) 行政サービスのオンライン化（役所に行かなくても、サービスが受けられる）.....	17
①オンライン相談システムの導入.....	17
②オンライン講座の導入.....	17
③オンライン面接の導入.....	17
④新しい診察手法の導入.....	18
⑤広報手段のマルチチャネル化.....	18
⑥問い合わせにおけるチャットボットの導入.....	19
2. 効率化を追求した行政運営.....	20
(1) テレワークの拡大とペーパーレスの推進.....	20
①テレワークの拡大.....	20
②タブレット会議の拡大.....	21
③電子公印の導入.....	21
④ペーパーレス化推進のための庁内環境の整備.....	22
⑤事務文書の電子化の推進.....	22

(2) RPA やシステム化による業務の効率化.....	23
①RPA の対象業務の拡大.....	23
②現地調査へのタブレットの活用.....	24
③システム導入による内部業務の電子化.....	25
④外部団体との情報交換システムの導入.....	26
(3) データの利活用.....	27
①GIS の活用とオープンデータ化.....	27
3. デジタル化の実現のための環境整備.....	28
(1) 情報システムの標準化・共通化.....	28
①標準化・共通化に向けた全庁的な体制整備と移行計画の作成.....	28
(2) デジタル人材の育成.....	28
①オンライン研修による人材育成と適正者の発掘.....	28
(3) マイナンバーカードの普及.....	29
①マイナンバーカードの取得促進.....	29
(4) デジタル・デバイドの解消.....	29
①市民の情報リテラシーの向上.....	29
②小・中・義務教育学校における ICT 環境の整備.....	29
③類似施設利用者間の格差解消.....	30
(5) 人の流れの創出と受入体制の強化.....	30
①サテライトオフィスの設置.....	30
②魅力的な地域への無線 LAN の導入.....	30
(6) 生活サービス向上のためのデータ基盤の整備.....	31
①スマートシティ※・プラットフォームの整備.....	31
第3 参考資料.....	32
1. 国の計画等.....	32
2. 市のデジタル化の取組事例.....	33
3. 用語集.....	34

※解説が必要と思われる用語には「※」を付けました。解説については「用語集」をご覧ください。

第1 基本方針

1. 策定の背景と将来像

近年の急速なデジタル技術の進展により、私たちのライフスタイルはめまぐるしく変化しています。多くの人々がスマートフォンなどのモバイル端末を所持し、生活のあらゆる場面でテクノロジーを活用することが当たり前になっているような社会においては、行政のあり方もデジタル化を前提としたものに作り変える必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生活や働き方に大きな変革をもたらしました。行政においても、できる限り人との接触を抑制しながら行政サービスを提供する必要性に迫られ、行政サービスのあり方を根本から見直す契機となっています。

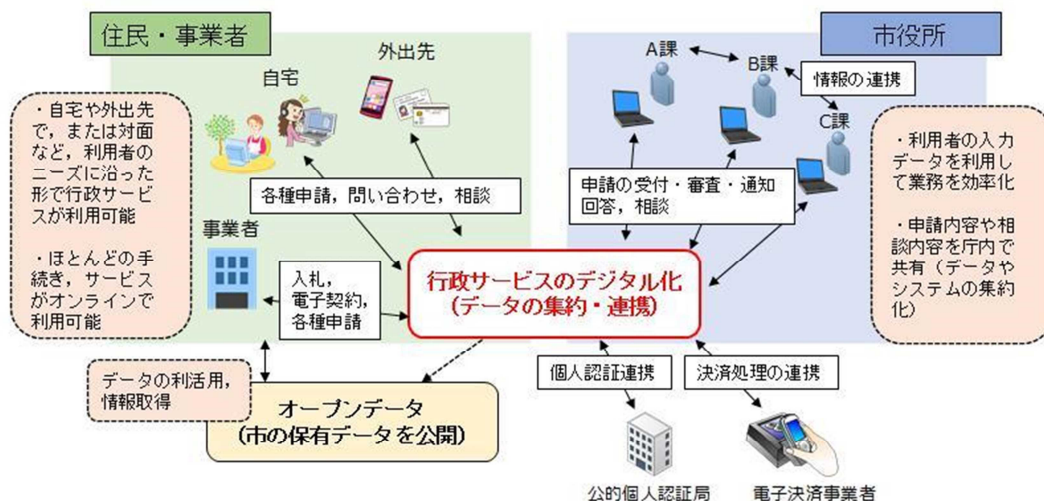
さらに、少子高齢化の進展により、笠間市の総人口に占める生産年齢人口の割合は、2010年に63.0%だったのに対して、2040年は51.3%となることが予測されており、市の経営資源、特に行政サービスを供給する担い手が減少することを前提としながらも、行政サービスを維持・向上していく必要があります。このような課題に対応するためには、あらゆる業務についてデジタル技術の活用を検討し、情報の共有・連携を図り、全体最適化・効率化を推進していく必要があります。

国では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示され、令和3年9月にはデジタル庁が設置されました。

こうした背景を踏まえ、本市では、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に改革し、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指すため、本計画をさらに推進します。

デジタルトランスフォーメーション (Digital transformation) について

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術により既存の枠組みにイノベーションをもたらし、生活をより良い方向に変化させるものです。市では、デジタル化により人・場所・情報をつなげることにより、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を目指します。※「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記されます。



2. これまでの取組み

市ではこれまで、「笠間市総合計画」や「笠間市行財政改革大綱」の実現を情報施策面から支援するため、「笠間市情報化基本計画（H20～H24）」、「第2次笠間市情報化基本計画（H25～H29）」を定め、これに基づき、また、めまぐるしく変化する社会やデジタル技術に対応するため、市の情報化を推進してきました。なお、平成30年度以降は、第2次笠間市情報化基本計画の考え方を継続し、基幹系システム^{*}、財務会計システムや人事給与システム等内部情報系システム^{*}の刷新、RPA^{*}の導入等、業務プロセスの最適化を中心に、情報化の取組みを進めてきました。

【第2次笠間市情報化基本計画の基本目標と市の取組みの例】

基本目標1 行政サービスの利便性向上

- ・マイナンバーカードを活用した「笠間応援ポイント（自治体ポイント^{*}）」の導入（平成29年度）
- ・マイナポータル^{*}を活用した電子申請の対応（保育、児童手当等）（平成29年度）
- ・市税等の電子納付への対応（令和2年度）

基本目標2 行政運営の効率化

- ・財務会計における電子決裁^{*}の導入（平成25年度）
- ・基幹系システムの最適化（自治体クラウド^{*}への参加）（平成29年度）
- ・財務会計システムや人事給与システム等内部情報系システムの集約化（令和元年度）
- ・RPAの導入（令和元年度）
- ・文書事務における電子決裁の導入（令和元年度）
- ・情報系システムのシンククライアントシステム^{*}への移行（令和元年度）
- ・庶務事務システムの導入準備（導入は令和3年度から）

基本目標3 情報危機管理対策の強化

- ・マイナンバー系^{*}、LGWAN^{*}系、インターネット系ネットワークの三層分離（平成30年度）
- ・笠間市情報セキュリティポリシーを全面改訂し、国の最新の情報セキュリティガイドラインに対応（令和元年度）
- ・テレワークの導入、職員用サテライトオフィスの設置（令和2年度）

基本目標4 情報化推進のための環境整備

- ・公共施設への無線LANの導入（平成24年度から順次拡大）
- ・スマートフォン等の活用講座の開催

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の情報政策の基本的な方針を定める「第3次笠間市情報化基本計画」として位置付けます。なお、情報セキュリティやシステム管理についての方針については、別途、「笠間市情報セキュリティ基本方針を定める規程」を定めています。

また、本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項により市町村に策定の努力義務が課されている「市町村官民データ活用推進計画」の内容を含んでいるため、同計画としても位置付けます。

地方自治体が重点的に取り組むべき事項や内容をまとめた総務省の自治体DX推進計画(令和2年12月25日)の要請を受け、DX計画推進の全体方針としても位置付けます。

<官民データ活用推進基本法について>

官民データ活用推進基本法では、官民が保有するデータを活用し、国民の生活を豊かにすることを目指し、地方公共団体が取り組むべき基本的な施策として、以下を定めています。

- ①行政手続きの原則オンライン化
- ②オープンデータ*の推進
- ③マイナンバーカードの普及・活用
- ④デジタル・デバイド**対策
- ⑤システム改革, BPR**

なお、行政手続きの原則オンライン化を推進するために制定されたデジタル手続法では、デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則として以下を定めており、同法はまた、地方公共団体に行政手続きの原則オンライン化を努力義務として課しています。

- ①デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）
- ②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）
- ③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）

4. 計画の期間

令和2年9月～令和5年3月

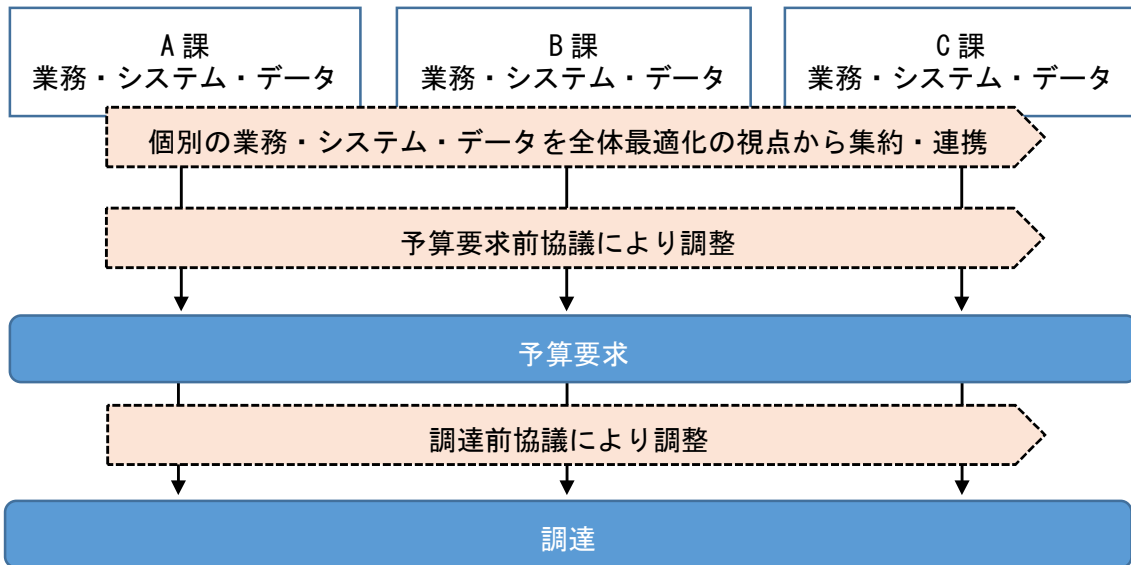
※可能な限り、令和3年度末までに各取組みを実現させることを目標とします。取組内容については、国の政策や情報通信技術の動向を踏まえ、見直しを行います。

5. 推進体制

デジタル戦略課が全体調整・進行管理を行いつつ、各部署において取組みを進めます。進捗状況については、適宜、庁議で報告し、調整を図ります。

また、毎年度実施している行政評価においては、デジタル化の視点による業務改善を検討し、必要に応じて、本計画に組み入れます。

なお、計画の実行にあたっては、全体最適化の観点から、最高情報統括責任者（CIO）との予算要求前協議や調達前協議を実施し、ガバナンスの強化に努めます（「笠間市情報システム管理運営規程」に基づく）。

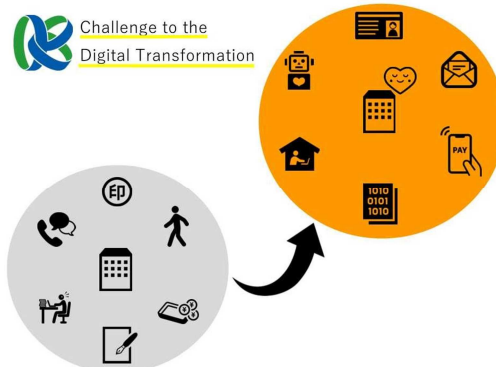


6. 計画の目的

本計画では、単なる業務の ICT 化ではなく、デジタル技術により市民の生活をより良い方向に変化させること目指して、行政サービスを可能な限りオンライン化し、様々な情報の共有・連携を図ります。そこで、本計画の目的として、「人・場所・情報がつながり、ウィズコロナにおける利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現」を掲げ、次の3つを計画の柱とします。

人・場所・情報がつながり、ウィズコロナにおける利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現

- (1) 多様なライフスタイルに対応した行政サービス
- (2) 効率化を追求した行政運営
- (3) デジタル化の実現のための環境整備



7. 計画の柱

(1) 多様なライフスタイルに対応した行政サービス

利用者一人一人の多様なライフスタイルに合わせて、快適に行政サービスを受けられるように、下記の取組みを行います。

ア 行政手続きの原則オンライン化（役所に行かなくても、手続きができる）

行政手続きについては、原則電子申請に対応し、利用者が自宅や外出先で、時間を選ばずに、スマートフォンやパソコン等により必要な手続きを申請できるようにします。

イ 手続きの簡略化（役所で手続きする場合でも、できるだけ簡単に）

役所に来庁して手続きを行う場合でも、システムによる支援や押印の原則廃止、支払いのキャッシュレス化などにより、できるだけ手間を削減し、簡単に手続きができるようにします。

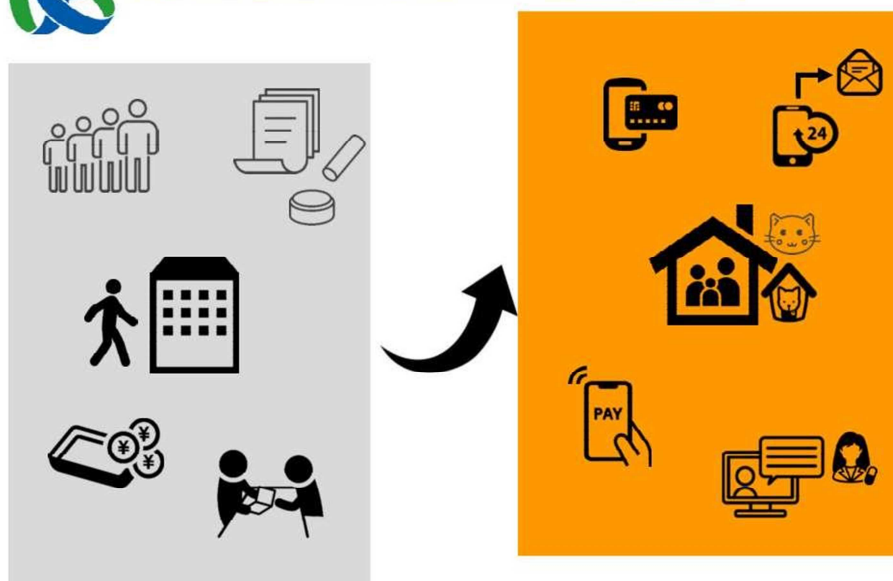
ウ 行政サービスのオンライン化（役所に行かなくても、サービスが受けられる）

相談等、対面でのやりとりが基本となるサービスについては、Web 会議システム等の利用によりオンライン化を実現し、自宅でサービスを受けることができるようにします。

また、問い合わせについては、チャットボット*等により、利用者が役所に来ないでも知りたい情報を取得できるようにします。



多様なライフスタイルに対応した行政サービス



(2) 効率化を追求した行政運営

デジタル技術を活用し、効率的に事務を処理する体制を構築するため、下記の取り組みを行います。

ア テレワークの拡大とペーパーレスの推進

ウィズコロナにおける新しい働き方として、テレワークを拡大します。また、このような働き方においては、従来の紙文書を前提とした業務を根本から見直す必要があります。そこで、すでに取り組んでいる財務・文書の電子決裁[※]やペーパーレス会議のほか、電子公印の導入、プリンターの廃止等により、ペーパーレスを推進します。

イ RPA やシステム化による業務の効率化

将来的に市の経営資源が大きく制約されることを前提として、事務作業は可能な限り効率化する必要があります。市では、財務会計システムや人事給与システム等の内部情報系システムの集約等、全体最適化を目指した取り組みを進めていますが、今後も、各部署で実施している業務について、デジタル技術を活用して集約化・効率化を進め、全体最適化を図ります。また、RPA[※]の対象業務の拡大やシステム化の推進により業務の効率化を図ります。

ウ データの利活用

限られた経営資源の中で住民サービスの向上を図るためには、市が保有する様々なデータを活用することが重要になります。そこで、既存データの利活用やGIS[※]のさらなる活用、オープンデータ[※]の推進を図ります。



効率化を追求した行政運営



(3) デジタル化の実現のための環境整備

上記の取組みを実現する上では、ソフト面・ハード面における環境整備が不可欠であるため、下記の取組みを行います。

ア 情報システムの標準化・共通化

情報システムの維持管理のほか、法制度が改正されたとき、システム改修等における人的・財政的な負担の軽減や住民サービスを向上させるため、基幹系17業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行します。

イ マイナンバーカードの普及

行政手続きのオンライン化等の取組みを進める上では、マイナンバーカードの取得率の向上が重要となるため、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

ウ デジタル・デバイドの解消

利用者の情報リテラシー向上のための講座等の充実により、インターネットやデジタル機器の利用が不慣れな方に対して支援を行い、デジタル・デバイド*の解消に努めます。また、デジタル機器を所持していない方や利用が困難な方についても、窓口で申請書を書く手間を削減するなど、手続きの利便性を向上させる取組みを行い、デジタル化の恩恵を受けることができるように配慮します。

エ 人の流れの創出と受入体制の強化

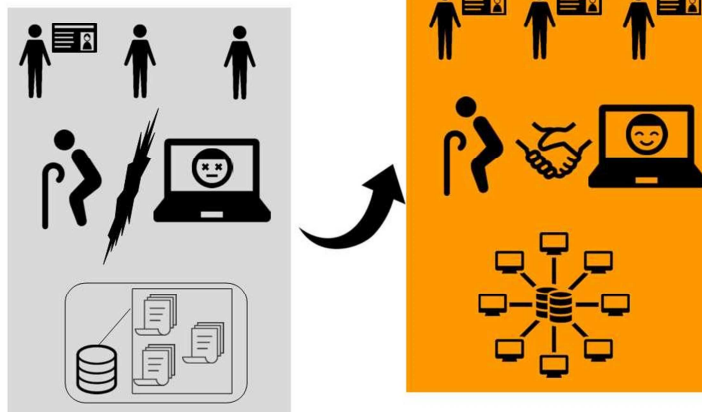
市内に民間事業者向けのサテライトオフィスやリモートワーク等の環境を整備し、人材確保を含めた新しい人の流れを創出します。また、市内の観光施設などの魅力的な地域に無線LANを整備し、来訪者が訪れやすい環境を作ります。

オ 生活サービス向上のためのデータ基盤の整備

市民のニーズに応じた行政サービスを提供するためには、様々なデータを収集・分析し、分野横断的な取組みに活用することが重要です。そこで、行政の所有するデータと外部データの連携を進め、また、消費行動に関するデータ等の収集により、データ基盤の整備を図ります。



デジタル化実現のための環境整備



第2 個別計画

1. 多様なライフスタイルに対応した行政サービス

(1) 行政手続きの原則オンライン化（役所に行かなくても、手続きができる）

①申請のオンライン化

○窓口への申請が必要な行政手続きについては、原則として「いばらき電子申請・届出サービス」又は「マイナポータル^{*}」により電子申請に対応します。

○手数料の支払いが必要な申請については、オンライン納付の仕組みを導入し、電子申請に対応します。

○対面が必要な申請については、対面の必要性について整理した上で、オンライン化（事前に電子申請により申請を行った上で役所に来庁とすることによるスムーズなサービス提供）を検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請のオンライン化	申請件数等により優先順位を決定し、順次電子申請の対応を開始	対象とする申請のオンライン化を完了	新たな申請は原則オンライン化する

②電子申請に伴う手数料のオンライン納付の導入

○税や住民票等の証明書の発行など、手数料の納付が必要な申請について、オンライン申請に対応するために、クレジットカード等によるオンライン納付の仕組みを導入します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手数料のオンライン納付の導入	検討	導入	—

③口座振替の申請のオンライン化

○口座振替の申請を行うには、申請書を金融機関の窓口に提出する必要がありますが、これをオンラインで行える Web システムを導入します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
Web システムの導入	検討	検討	導入

④入札の電子化

○現在、建設工事・建設コンサルタント業務に係る案件の一部（予定価格を事前公表している案件のみ）を県の電子入札*システムにより執行していますが、これを予定価格を事後公表としている案件にも拡大し、また、物品・役務についても電子入札を実施します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入札の電子化	検討	運用開始	—

⑤コンビニ交付サービスの利便性の向上

○コンビニエンスストア等に設置してある端末による証明書の交付サービスについて、対象とする証明書を拡大します。

- ・新たに追加するもの 納税証明書等
- ・対象年度を拡大するもの 所得証明書，課税証明書

○コンビニ交付サービスで証明書を取得する際の手数料について、現在、令和3年3月31日までの期間限定で100円減額（300円⇒200円）としていますが、引き続き、利便性の向上に向けた取組みを検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象証明書の拡大	検討	検討	システム調整
対象年度の拡大	検討，システム調整	システム調整・運用開始	—
利便性向上に向けた取組の検討	検討	検討	

⑥公共施設のオンライン予約システムの導入

○公共施設の予約について、オンライン予約システムを導入し、予約の利便性向上を図ります。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共施設のオンライン予約システムの導入	検討	導入	—

⑦無人窓口（非対面・非接触型）の導入検討

○市民課の窓口「書かない窓口」システムを導入しますが、これとテレビ会議システムを組み合わせ、対面することなく行政手続きを行う仕組みについて、実証実験を行います。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
無人窓口（非対面・非接触型）の導入検討	検討	実証実験の開始	本格導入の検討

(2) 手続きの簡略化（役所で手続きする場合でも、できるだけ簡単に）

①キャッシュレス決済の導入

○窓口での手数料や公共施設の利用料の支払いについて、電子マネーやクレジットカード、QRコード決済に対応します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
キャッシュレス決済の導入	検討	導入	—

②ライフイベントの手続きにおける「書かない窓口」の導入

○市民課の窓口「書かない窓口」システムを導入し、転入・転出・出生等のライフイベントに関する手続きをより簡単に行えるようにします。

- ・マイナンバーカードや運転免許証等の券面情報をスキャンにより読み取り、申請者が申請書を書く手間を削減します。
- ・タブレット端末に質問事項を表示し、申請者に回答を選択していただくことで必要な手続きを判別できる仕組みを導入し、手続きの案内漏れを防ぎます。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「書かない窓口」の導入	導入	対象者の拡大 対象窓口の拡大	—

③申請の予約システムの導入

○行政手続きや行政サービスの申請について、予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

- ・引越し等の手続きについて、特に3～4月の繁忙期は窓口が込み合うため、電子申請による事前申請の対応や、転出者に対してマイナンバーカードを利用した特例転出制度を周知するなどし、待ち時間や手続きにかかる時間を削減します。
- ・子育てに関する相談について、利用者の希望に応じて、事前予約ができるように検討します。
- ・市が実施する集団健（検）診を予約制とし、これに伴いWeb予約システムを導入します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
引越し等の手続きにおける事前申請の導入	検討	検討、導入	—
子育て等に関する相談の予約	検討、導入	—	—
集団健（検）診のWeb予約システムの導入	導入	—	—

④申請書の押印を原則廃止

○利用者が窓口で申請書を提出する場合の押印を原則不要とし、申請の簡易化を図ります。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請書の押印を原則廃止	運用開始	—	—

(3) 行政サービスのオンライン化（役所に行かなくても、サービスが受けられる）

①オンライン相談システムの導入

○子育てや福祉に関する相談サービスについてオンラインシステムを導入します。
これにより、Web 会議システムを利用したオンライン相談など、相談者の希望に応じた相談手法に対応することができます。また、オンラインでの予約システムの導入を検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て・福祉に関する相談サービスのオンライン化	検討	検討, 導入	—

②オンライン講座の導入

○高齢者の生涯学習の機会を提供するため、公民館講座の動画配信を行い、自宅で講座を受講できるようにします。

○オンライン講座の利用者を増やすため、タブレットやスマートフォンの使い方、Web 会議システムの利用方法を学ぶことができる講座を実施します。そのために、公民館内に無線 LAN を導入します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座の動画配信	運用開始	—	—
無線 LAN の導入	導入	—	—

③オンライン面接の導入

○職員等の採用試験の面接にオンライン面接を導入し、非常時にも安心して受験することができる環境をつくれます。

○採用試験の申込みについては、電子申請に対応します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オンライン面接の導入	検討, 導入	—	—

④新しい診察手法の導入

○外来診察において、マイナンバーを活用した自動受付・自動会計システムを導入します。また、診察内容、投薬情報について、マイナンバーを活用して紐づけを行います。

○病院に出向かなくても検診が受けられる仕組みとして、オンライン診療を実施します。

○上記で集積させたデータを健康事業に活用します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
マイナンバーを活用した受付システムの導入	検討	導入	—
オンライン診療の導入	検討	導入	—

⑤広報手段のマルチチャネル化

○広報手段のマルチチャネル化を更に推進するために、LINEに市のアカウントを開設し、プッシュ型の情報発信を行います。

○市長と市民が意見交換を行う市政懇談会について、オンラインでのライブ配信を行います。また、配信内容を録画し、オンラインで視聴ができるようにします。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
LINEによる情報発信	運用開始	—	—
市政懇談会のライブ配信	実施	—	—

⑥問い合わせにおけるチャットボットの導入

○利用者がいつでも知りたい情報を取得することができるように、市ホームページ等への問い合わせに対応するチャットボット*の導入を検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市ホームページへのチャットボットの導入	検討, 導入	—	—

2. 効率化を追求した行政運営

(1) テレワークの拡大とペーパーレスの推進

①テレワークの拡大

○試行実施を行ったテレワークについて、実施における規程等を整備し、本格的な導入を行います。

○タブレット端末によりテレワークができる環境を構築します。

○テレワークにおいては、電話を利用せずに効率的に職員間でコミュニケーションをとる必要があるため、Web ツールの導入を検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規程の整備	整備	整備	—
テレワークの拡大	機器やネットワーク環境の整備（同時に30人が利用可能とする）	効果検証を行った上、同時利用可能人数の拡大	—
コミュニケーションツールの導入	検討	導入	—

②タブレット会議の拡大

○現在、部課長が参加者となる内部会議は、原則としてタブレット会議を実施していますが、外部委員を含む会議等においても、費用対効果を見込める場合には、タブレット会議の導入を進めます。

- ・農業委員会において、タブレットを利用して現地調査を行い、申請書及び議案を電子化し、ペーパーレス会議又はWeb会議により会議を実施します。
- ・介護認定審査会において、タブレットを利用したペーパーレス化を検討します。また、Web会議の実施についても検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農業委員会でのタブレットの活用	検討, 導入	—	—
介護認定審査会でのタブレットの活用	検討	導入	—

③電子公印の導入

○電子署名*を利用し、公印の電子化に対応します。これにより、送付文書への押印の省略と、電子契約を可能とします。

- ・電子契約については、年間の契約件数が多い光ファイバの回線使用権に関する契約において導入し、その後、対象の拡大を検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電子署名の導入	導入	取り下げ	—
電子契約の導入	光ファイバの回線使用権に関する契約について導入	運用規則の整備	—

④ペーパーレス化推進のための庁内環境の整備

○タブレット会議や Web 会議の利用拡大に伴い、庁舎内にインターネット回線の無線 LAN を導入します。

○複合機にセキュリティプリント^{*}を導入し、プリントミスの防止と情報セキュリティの向上を図ります。また、各課に設置している情報系プリンターは、ペーパーレス化及び事務の効率化のために廃止します。

<スケジュール>

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
無線 LAN の導入	検討, 導入	—	—
セキュリティプリントの導入	複合機の更新に合わせて検討	導入	—
プリンターの廃止		廃止	—

⑤事務文書の電子化の推進

○組織内部でのやりとり等のための文書は、原則として電子化に対応します。

○組織外部に発送を行う文書については、できる限りメールやかさめ〜る^{*}等を利用します。

<スケジュール>

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
文書の電子化の推進	実施	—	—

(2) RPA やシステム化による業務の効率化

①RPA の対象業務の拡大

○現在、5つの課（税務課、子ども福祉課、学務課、水道課、会計課）の業務にRPA[※]を導入していますが、今後もRPAによる効率化が期待できる業務については、積極的に導入を進めます。

- ・消防システムへの入力業務、予防接種事業（AI-OCR[※]で実施）、医療福祉費自己負担金支給申請事業（AI-OCRで実施）、犬猫不妊去勢手術補助事業、電子入札に係るデータ入力業務において導入を検討します。
- ・新たに一般廃棄物処理手数料徴収業務、就学援助業務、消防団出動報告事務に係るデータ入力業務において導入を検討します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
消防システムへの入力業務における導入（消防本部予防課）	導入	—	—
予防接種事業における導入（健康増進課）	検討	導入	—
医療福祉費自己負担金支給申請事業における導入（保険年金課、各支所市民窓口課）	検討	導入	—
犬猫不妊去勢手術補助事業における導入（環境保全課）	検討	取り下げ	—
電子入札に係るデータ入力業務における導入（財政課）	検討	取り下げ	—
一般廃棄物処理手数料徴収業務等における導入（環境保全課）		導入（新規）	—
就学援助業務における導入（学務課）		導入（新規）	—
消防団出動報告事務における導入（消防本部総務課）		導入（新規）	—

②現地調査へのタブレットの活用

○各種の現地調査については、現地で必要な地理情報等を確認できないことなどにより非効率な状況が生じているため、タブレットを活用し、現地で必要な情報を確認できるようにすることで、調査を効率化します。

- ・空家調査、水道の配管状況調査について、タブレットからGIS*にアクセスし、地理情報等を確認できるようにします。
- ・家屋調査において、現地調査の際に必要な書類を事前に登録することにより、タブレットから確認及び記録し、課税システムに連携できるようにします。
- ・生活保護業務について、紙で管理しているケース記録を電子化し、タブレットから記録にアクセスできるようにします。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家屋調査についてタブレットを活用	検討	検討	導入
空家調査についてタブレットを活用	検討	検討	導入
水道の配管状況調査についてタブレットを活用	検討	導入	—
生活保護業務についてタブレットを活用	検討, 導入	—	—

③システム導入による内部業務の電子化

- システム化により効率化が図れる業務については、積極的に電子化を検討します。また、業務において利用している台帳が紙で作成されているものについては、台帳の電子化を検討します。
- ・乳幼児健康診査業務について、現状、紙の台帳に健診結果を記録し、手作業でデータ化しているため、問診票にAI-OCR[※]を導入して台帳を電子化し、合わせて管理システムを導入します。
 - ・生活保護業務で利用するケース記録を電子化し、合わせて管理システムを導入します。
 - ・保育所業務について、登校所管理や延長保育料の計算、保育日誌・指導案の作成、園児台帳の作成等が可能なシステムを導入します。
 - ・職員の旅行命令申請・決裁については、庶務システムを導入し、電子決裁[※]により処理することとし、旅費の支払いについては、現金払いから口座振込に変更します。
 - ・郵便物の集計を手作業で行っており、多大な時間を要していることから、種別ごとに自動的に分類し、郵便料金を正確に算出する郵便計器システムを導入します。
 - ・消防団の出動報告を電子化し、団員管理から報酬の支払いまでの事務処理を一元化する消防団管理システムを導入します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳幼児健康診査業務における管理システムの導入	検討	検討, 導入	—
生活保護業務における管理システムの導入	検討, 導入	—	—
保育所業務におけるシステムの導入	検討, 導入	—	—
旅行命令事務の電子化	庶務システムの導入により電子化	旅費の口座振込の開始	—
郵便等発送業務における郵便機器システムの導入		導入(新規)	—
消防団管理システムの導入			導入(新規)

④外部団体との情報交換システムの導入

○市と外部団体の間での情報共有や、必要書類の提出等をオンラインで行えるシステムを導入します。

- ・スポーツ振興課と体育協会の所属団体との間で、情報交換や書類のやりとり等を円滑に行うためのシステムを導入します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度
市と体育協会所属団体との間で情報交換等を行うためのシステムの導入	検討	取り下げ

(3) データの利活用

①GISの活用とオープンデータ化

○GIS*は、地図情報と位置に関する様々な情報を連携させることができる有用なシステムであるため、積極的に活用を進めます。

○GISに記録した情報は、市民サービスの向上のため、できる限りホームページ上に公開します。

- ・下水道台帳について、現在は紙での管理となっているため、GISにより電子化することで、閲覧申請への対応の迅速化や職員の業務の効率化、災害時のリスクマネジメントの向上等を図ります。また、登録した情報はホームページ上で公開します。
- ・都市計画用途地域図*について、GIS上にデータを作成していますが、利用者がインターネットで詳細個所の確認をすることができないため、ホームページ上で情報を公開します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
下水道台帳のGISとの連携	検討	検討	検討
都市計画用途地域図の公開	検討	公開	

3. デジタル化の実現のための環境整備

(1) 情報システムの標準化・共通化

①標準化・共通化に向けた全庁的な体制整備と移行計画の作成

○国の動きと密接に連携し、標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しを行い、早期着手により目標とされている令和7年度までの事務負担の平準化を行います。
なお、円滑に移行するために令和6年度に実証試験を踏まえた運用を目指します。

- ・計画立案フェーズは、推進体制の立ち上げ、現行システムとの概要確認、標準仕様との比較分析等を行い、移行計画を作成します。
- ・システム選定フェーズは、ベンダに対する情報提供依頼（RFI）、RFI 結果分析及び移行計画の詳細化、ベンダ選定を行うなど契約・詳細スケジュールを確定します。
- ・移行フェーズは、データ移行、テスト・職員研修、システム環境構築、条例・規則等の改正を進めて、遅滞なく情報システムの標準化・共通化を図ります。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移行計画立案		検討・勉強会	立案
システム選定			検討
システム移行			検討

(2) デジタル人材の育成

①オンライン研修による人材育成と適正者の発掘

○地方公共団体情報システム機構（J-LIS）や民間研究機関が主催するオンライン研修を利用し、職員のデジタル技術等の知識向上と能力開発を推進するとともに適正者を発掘します。

○外部人材の活用を図り、デジタル人材の育成を進めます。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オンライン研修		実施	実施
外部人材の活用		実施	実施

(3) マイナンバーカードの普及

① マイナンバーカードの取得促進

○マイナンバーカードの取得率の向上を図るため（令和2年9月13日時点の市の交付率は19%）、企業への訪問による周知や、コンビニ交付サービスの利便性の向上、市立病院の診察におけるマイナンバーカードの活用など、取得のインセンティブを高める取組みを行います。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業への訪問	実施	—	—

(4) デジタル・デバйдの解消

① 市民の情報リテラシーの向上

○タブレットやスマートフォンの使い方、Web会議システムの利用方法を学ぶことができる公民館講座を実施します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座の実施	実施	—	—

② 小・中・義務教育学校における ICT 環境の整備

○児童生徒1人に1台の学習用端末を整備するという国のGIGAスクール構想※の実現に向けて、市内の全児童生徒にタブレット端末を配布します。

○タブレットを活用した授業やeラーニング等により、「情報活用能力」を育成し「確かな学力」を身に付けるICT教育を実践します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
タブレット端末等の導入	導入	—	—

③類似施設利用者間の格差解消

○無線 LAN が設置されていない公共施設等に設置し，類似施設間の格差解消やそこで活動する人に公平にインターネットが利用できる環境を構築します。

- ・無線 LAN が設置されていない学校体育施設，放課後児童クラブ等に導入し，施設利用者が自由にインターネットを利用できる環境を構築します。

<スケジュール>

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
無線 LAN の導入		導入	—

(5) 人の流れの創出と受入体制の強化

①サテライトオフィスの設置

○公民連携により市内にサテライトオフィス，リモートワーク等の拠点となる場を設定し，東京圏などの企業の誘致や人の流れを生み出す新しい働き方の推進を図ります。

<スケジュール>

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
モデルオフィスの設置支援及びオペレーション等の仕組みを構築	検討，設置拡大	—	—

②魅力的な地域への無線 LAN の導入

○市内の主要な観光地等に無線 LAN を導入し，来訪客等が自由にインターネットを利用できる環境を構築します。

<スケジュール>

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
無線 LAN の導入	検討	導入	—

(6) 生活サービス向上のためのデータ基盤の整備

①スマートシティ※・プラットフォームの整備

○現状、福祉、産業、教育、都市基盤などの各分野のデータについては、連携が図られていないため、データを活用した分野横断的な取組みを行うにあたって、支障が生じています。そこで、市が所有する各種のデータについて、データベース化を図り、外部データと連携を図ることができるプラットフォームを構築します。

- ・当初の取組みとして、笠間ファン倶楽部会員のデータを整理し、基礎データとした上で、収集するデータ領域を拡大します。

<スケジュール>

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連携データベースの構築	検討	検討、構築	—

第3 参考資料

1. 国の計画等

計画

- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日）

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_jikkoukeikaku_20191220.pdf

- ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryoul.pdf>

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r02-07-17-kihonhousin2020hontai.pdf>

- ・規制改革実施計画（令和2年7月17日）

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

- ・経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/2020_basicpolicies_ja.pdf

法律

- ・官民データ活用推進基本法（平成28年12月7日成立）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/deta_katsuyosuishin.html

- ・デジタル手続法（令和元年5月31日公布）

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/digital.html>

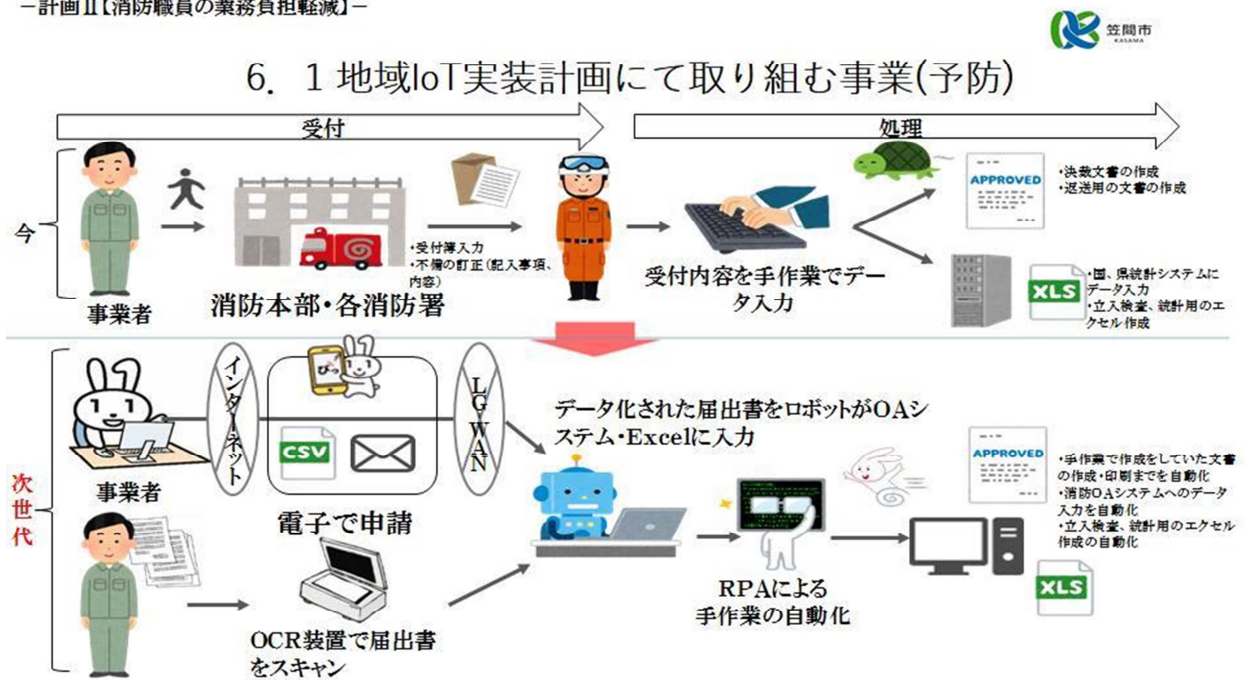
2. 市のデジタル化の取組事例

消防業務改革の取組事例

笠間市地域 IoT 実装計画（令和2年3月）より抜粋

※笠間市が参加した「2019年度 地域 IoT 実装のための計画策定・推進体制構築支援事業（総務省）」により作成

－計画Ⅱ【消防職員の業務負担軽減】－



〈届出の件数〉

消防用設備点検結果報告書	6 2 9 件	
消防同意	7 3 件	
防火管理者選任（解任）届出書	1 5 5 件	
自衛消防訓練通知書	4 4 4 件	
道路工事届出書	2 9 2 件	
危険物施設設置・変更許可申請書	6 8 件	など

3. 用語集

索引	用語	解説
あ	ICT	情報通信技術 ICT(Information and Communication Technology)
	RPA	人がコンピューターを操作して行う作業をソフトウェアにより自動化する仕組み RPA (Robotic Process Automation)
	AI-OCR	紙文書をスキャンにより読み取り，文字をデジタルデータに変換する OCR 技術に AI を組み込み，読み取り制度を高めたもの OCR (Optical Character Recognition)
	LGWAN	地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化，情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として，地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続したもの LGWAN (Local Government Wide Area Network)
	オープンデータ	機械判読に適した形式のデータを，誰でも自由に入手や使用，加工，再配布などができるように広く一般に公開するもの。市では，国の推奨データセットを中心にデータを公開しており，このうち，観光施設や医療機関の一覧等については，地理情報を基本とした Web アプリケーションを公開している。 https://www.city.kasama.lg.jp/page/dir010451.html
か	かさめ〜る	笠間市が配信しているメールマガジン
	GIGA スクール構想	小中学校の児童生徒に，1人1台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する計画 GIGA (Global and Innovation Gateway for All)
	基幹系システム	住民情報や税情報等を管理するためのシステム
さ	GIS	地理的位置を手がかりに，位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し，視覚的に表示するシステム GIS (Geographic Information System)
	自治体クラウド	クラウドコンピューティング技術を活用して，地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより，情報システムに関する経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの
	自治体ポイント	クレジットカードや航空会社のマイル等のポイント

		を、マイナンバーカードの IC チップ (マイキーID) を利用して、地域の商店や公共施設、オンライン通販サイトで使うことのできるように交換したもの
	情報系システム	人事給与、財務会計、文書管理、情報共有その他 LGWAN に接続されたシステム
	シンククライアントシステム	利用者が操作する端末に必要最小限の処理のみをさせ、多くの処理をサーバ側に集中させたシステム構成又は利用者が操作する機器
	スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組み
	セキュリティプリント	複合機等への印刷指示後、印刷機での操作により印刷が開始する仕組み
た	チャットボット	インターネットを利用して行うリアルタイムコミュニケーション (チャット) を、人の代わりにコンピューターが行うもの
	デジタル・デバイド	パソコンやインターネットを活用できる人とできない人の間にできる格差
	電子決裁	事案の処理についての意思決定をシステムにより行うもの
	電子署名	文書等のデータの真正性を証明するために付加される暗号データであり、紙文書における印章や署名に相当するもの
	電子入札	入札案件の登録、参加申請、入札書の提出・受理、落札者決定の事務をインターネットを利用して行うもの
	都市計画用途地域図	建築物を建築する際の建物の用途及び面積などの規制を示した図面
は	BPR	既存の業務フローを根本から見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築するもの BPR (Business Process Re-engineering)
ま	マイナポータル	行政手続の検索やオンライン申請、行政からのお知らせを受け取ることができる、政府が運営するオンラインサービス
	マイナンバー系	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務、戸籍事務等に関わる情報システム及びデータ